

## キャッシュレス決済導入業務に関する公募型プロポーザル審査要領

この要領は、中泊町が実施する「キャッシュレス決済導入業務」（以下「本業務」という。）に係る最も優秀な事業者を選定するために行う企画提案書等の審査について、必要な事項を定めるものである。

### 1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案書等の審査については、キャッシュレス決済導入業務に係るプロポーザル方式審査委員会（以下「委員会」という。）において実施する。
- (2) 委員会は、プロポーザルに参加を表明した者（以下「提案者」という。）から提出された企画提案書等について、本要領に定める審査基準に基づき審査を行い、その結果を町長に報告する。

### 2 審査基準、評価項目、評価の視点及び配点

- (1) 委員会は、次の審査基準に基づき評価を行う。配点は100点満点とし、評価項目及びその視点、配点は別表のとおりとする。
- (2) 評価基準は次のとおりとし、原則として絶対評価により評価する。

評価点	評価基準
5点	非常に優れている
4点	優れている
3点	標準的である
2点	劣る
1点	非常に劣る

※配点が10点の項目は、本評価点を2倍にする。

### 3 審査方法

- (1) 審査は、企画提案書等及び提案者による委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 委員会の委員長、副委員長及び委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の評価項目ごとに評価を行い、評価点を付ける。
- (3) 評価点は、委員会の委員長、副委員長及び委員の平均値（小数点第2位以下を切り捨て）とする。

### 4 最も優秀な事業者の選定

- (1) 評価点が最も高い者を、最も優秀な事業者として選定する。
- (2) 各委員の評価点の合計の平均が70点に満たない者は、失格とする。
- (3) 評価点が最高である提案者が2者以上いる場合は、委員会において合議の上、順位を決定する。

(4) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価して、その結果を町長に報告する。

別表

評価項目		審査項目	配点
ア 業務の理解度	本業務に対する基本的な考え方	仕様書に記載してある業務目的を十分に理解しているか。	5
イ 事業遂行能力	実施体制	的確に業務を遂行できる体制と必要な能力をもった配置可能な従業員を十分に有しているか。	5
	事業スケジュール	本業務全体のスケジュール管理が明確であり、目標達成に向け妥当であるか。	5
	類似業務の実績	類似する業務の履行実績が十分にあるか。	5
ウ 提案内容	システムの構成・機能 機能性 5 操作性 5 経済性 5 拡張性 5 持続性 5	職員の窓口業務の負担を軽減し、利用者の利便性向上を実現できるシステムか。専門知識を有しない職員でも簡便に操作や追加・修正できるか。今後の環境変化にも対応できる拡張性のあるシステムか。外部システムやハードウェアとの連携や互換性が容易か。	25
	保守・維持管理体制	保守・サポート体制が充実しているか。	10
	機器トラブル時の対応	トラブル時における復旧手順・代替手段等が明確か。	10
	研修体制	マニュアルを整備しており、わかりやすい内容となっているか。また、職員が十分に受講できるスケジュール及び回数となっているか。	10
	独自提案等	仕様書にない事項であって、本事業にとつて有益となる提案が示されているか。	5
エ プrezentation	プレゼンテーション	プレゼンテーションが分かりやすく、提案内容に説得力があるか。 取組意欲が高く、熱意が感じられるか。	10
オ 見積価格	見積価格	提案内容に見合った適切な業務委託料となっているか。	10